

島根県立中央病院
歯科医師臨床研修プログラム

島根県立中央病院

Shimane Prefectural Central Hospital

I. プログラムの名称

「島根県立中央病院歯科医師臨床研修プログラム」

II. プログラムの目的と特徴

1. プログラムの目的

歯科医師は生涯にわたって、常に医学知識の吸収と、技術の維持・向上に務める事が要求されている。このプログラムを通じて生涯学習の習慣・態度を身につける。

卒前教育で学んだ基礎知識・技術・態度を体系化し、幅広い臨床経験を通じ、総合的視野、創造力を身につけることにより、患者の持つ問題を正しく把握し解決する能力を身につける。

医療人としての自己を見つめ直し「医の心」を十分に考えながら、病める人の全体像を捉え、患者および家族のニーズへの対応、態度を学び、全人的医療を身につける。

温かい人間性と広い社会性を身につけ、医学関係スタッフの業務を知り、チーム医療を率先して実践することを学ぶ。

- (1) 歯科医師として好ましい態度・習慣を身につけ、患者及び家族とのよりよい人間関係を確立する。そして望ましいインフォームド・コンセントの実行能力を修得する。
- (2) 適切な診断・治療の手順を熟知し、歯科疾患と障害の予防及び治療における基本的技能を身につける。一般的によく遭遇する応急処置と、頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
- (3) 全人的な視点から得られた医療情報を理解し、それに基づいた総合治療計画を立案する。また、必要に応じ上級歯科医に診療を委ねたり、関連各科、専門医への紹介ができるようにする。
- (4) 歯科診療時の全身的偶発事故に適切に対応する。
- (5) チーム医療を理解し、他の医療メンバー（看護部門、検査部門、薬剤部門、事務局部門、放射線科部門等）との連携・協調を実践できるようになる。
- (6) 地域医療の実際を理解し、一般予防医学に関する知識、在宅医療の実際（高齢者施設での問題の特徴を含む）に対する知識を習得し、社会復帰に対する指導の実際を修得する。
- (7) 自らが行った処置の経過を観察・評価し、診断と治療に常にフィードバックする態度・習慣を身につける。
- (8) 専門的知識や高度先進的歯科医療に目を向け、生涯研修の意欲への動機付けをする。
- (9) 歯科医師の社会的役割を認識し、実践する。

2. プログラムの特徴

- (1) 研修期間は1年間の研修とする。
- (2) 研修は、管理型臨床研修施設である島根県立中央病院で5ヶ月間、協力型臨床研修施設である、ひで歯科医院、松江記念病院で各3ヶ月間の複合型研修を行うが、島根県立中央病院での研修期間中に、研修協力施設（以下に記載）で1ヶ月以内の研修を行う。
- (3) 病院歯科口腔外科、開業医診療、中山間地域歯科医療など幅広い研修を経験できる。
- (4) 毎週水曜日には医科各科の救急対応の講義を受ける機会を設ける。

III. 参加施設の概要

1. 管理型臨床研修施設

○島根県立中央病院

所在地 出雲市姫原四丁目1-1

管理者 病院長 小阪 真二

プログラム責任者 尾原 清司 (歯科口腔外科部長)

2. 協力型臨床研修施設

○ひで歯科医院

所在地 出雲市駅南町1丁目9-3

管理者 院長 吉村 友秀

研修実施責任者 松田 秀司

○松江記念病院

所在地 松江市上乃木三丁目4-1

管理者 院長 舟塚 雅英

研修実施責任者 内藤 晋一 (歯科口腔外科医長)

3. 研修協力施設

○飯南町立飯南病院

所在地 飯石郡飯南町頓原2060

管理者 院長 角田 耕紀

研修実施責任者 三上 隆浩 (副院長)

IV. プログラムの管理・運営体制

研修プログラムの管理・運営は、研修管理委員会及びプログラム責任者のもとで行い、定期的及び臨時に委員会を開催し、研修歯科医の指導方針と評価及び研修プログラムを見直す。

1. 研修管理委員会の開催時期

原則として2ヶ月に1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催する。

2. 研修管理委員会の構成員

- | | | |
|---------------|----------|-------|
| (1) 島根県立中央病院 | 病院長 | 小阪 真二 |
| (2) 島根県立中央病院 | 医療局長 | 徳家 敦夫 |
| (3) 島根県立中央病院 | 歯科口腔外科部長 | 尾原 清司 |
| (4) ひで歯科医院 | | 松田 秀司 |
| (5) 飯南町立飯南病院 | 副院長 | 三上 隆浩 |
| (6) 松江記念病院 | 歯科口腔外科医長 | 内藤 晋一 |
| (7) 島根県立中央病院 | 歯科口腔外科医長 | 片山 暁恵 |
| (8) 島根県立中央病院 | 看護局次長 | 武田 輝子 |
| (9) 島根県立中央病院 | 事務局次長 | 坪内 清 |
| (10) 島根県立中央病院 | 歯科衛生主任 | 富岡 早苗 |
| (11) 島根県歯科医師会 | 理事 | 上代 一人 |
| (12) 島根県立中央病院 | 調整監 | 中島 隆 |

- (13) 島根県立中央病院 主任 平安山 良太
(14) オブザーバー ひで歯科医院 院長 吉村 友秀

V. 研修歯科医の指導体制

- (1) 本研修は、研修歯科医の治療に対する主体性を尊重するが、治療の難易度を指導歯科医が判断し、適切な指導を行う。
- (2) 指導歯科医の助言、指導、観察、介助のもとで、治療計画の立案、治療を遂行する。
- (3) 協力型臨床研修施設、研修協力施設では、指導歯科医以外の上級歯科医も指導を行う。

VI. 到達目標

当院ならびに協力型臨床研修施設、研修協力施設において1年間を通じて以下の目標を到達する。

1. 基本習熟コース

【一般目標】

個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。

(1) 医療面接

【一般目標】

患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け、実践する。

● 研修歯科医の指導体制

上級歯科医・指導歯科医の監督責任下に、研修歯科医が医療面接を実施し、カルテ記載や治療や治療説明を行う。上級医・指導医のフィードバックを行い、より望ましい態度、技能を身に着ける。

● 終了判定の評価基準

合計 20 症例以上経験していることが必要

【行動目標】

- ① コミュニケーションスキルを実践する。
- ② 病歴（主訴・現病歴・既往歴及び家族歴）聴取を的確に行う。
- ③ 病歴を正確に記録する。
- ④ 患者の心理・社会的背景に配慮する。
- ⑤ 患者・家族に必要な情報を十分に提供する。
- ⑥ 患者の自己決定を尊重する（インフォームド・コンセントの構築）。
- ⑦ 患者のプライバシーを守る。
- ⑧ 患者の心身におけるQOLに配慮する。
- ⑨ 患者教育と治療への動機付けを行う。

(2) 総合診療計画

【一般目標】

効果的で効率の良い歯科診療を行うため、総合治療計画に必要な能力を身に付ける。

- 研修歯科医の指導体制

上級歯科医・指導歯科医とともに、各患者の治療計画立案を経験し、担当された患者さんでは自ら立案した治療計画について上級医・指導医とともにディスカッションかつ必要あれば修正し、自らの治療計画立案能力を鍛える。

- 修了判定の評価基準

合計 20 症例以上経験していることが必要

【行動目標】

- ①適切で十分な医療情報を収集する。
- ②基本的な診察・検査を実践する。
- ③基本的な診察・検査の所見を判断する。
- ④得られた情報から診断する。
- ⑤適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。
- ⑥十分な説明による患者の自己決定を確認する。
- ⑦一口腔単位の治療計画を作成する。

(3) 予防・治療基本技術

【一般目標】

歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。

- 研修歯科医の指導体制

上級歯科医・指導歯科医の責任のもと、自ら予防・治療・管理を実践する。この際、歯科衛生士との情報共有を行うことも必須とし、上級医・指導医はフィードバックを行う。

- 修了判定の評価基準

合計 20 症例以上経験していることが必要

【行動目標】

- ①基本的な予防法の手技を実施する。
- ②基本的な治療法の手技を実施する。
- ③医療記録を適切に作成する。
- ④医療記録を適切に管理する。

(4) 応急処置

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

- 研修歯科医の指導体制

患者さんから得られた情報をもとに、必要かつ十分な応急処置を自ら考え、上級医・指導医の判断を仰ぐことで応急処置に対する基本的な考えから、手技を学び自ら実践する。

- 修了判定の評価基準

合計 20 症例以上経験していることが必要

【行動目標】

- ①疼痛に対する基本的な治療を実践する。
- ②歯・口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。
- ③修復物・補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。

(5) 高頻度治療

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

● 研修歯科医の指導体制

上級歯科医・指導歯科医の責任の下、高頻度治療を経験、実践する。その際、レントゲン・作業用模型・作成された修復物・口腔内写真などを利用し、上級医・指導医は臨床能力向上のためのフィードバックを行う。

● 修了判定の評価基準

合計 20 症例以上経験していることが必要。ただし①～⑤までの行動目標ごとに最低 5 症例以上経験していることが必要。

【行動目標】

- ①齶蝕の基本的な治療を実践する。
- ②歯髄疾患の基本的な治療を実践する。
- ③歯周疾患の基本的な治療を実践する。
- ④抜歯の基本的な処置を実践する。
- ⑤咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。
- ⑥顎関節疾患の基本的な治療を実践する。

(6) 医療管理・地域医療

【一般目標】

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理、地域医療に関する能力を身に付ける。

● 研修歯科医の指導体制

各研修歯科医を担当する上級歯科医・指導歯科医を決め、レポート作成の際にサポート等を行う。

● 修了判定の評価基準

レポートは指導歯科医が評価を行い、目標達成の基準として評価 (A～D) が C 以上のレポートを 3 例以上提出することが必要。

【行動目標】

- ①保険診療を実践する。
- ②チーム医療を実践する。

③地域医療に参画する。

- 研修内容

保険診療の研修会、チーム医療の研修会、地域医療関係の会合に参加し、レポートを作成。

- 必要な回数

①～③の研修会・会合等に、あわせて4回以上参加

2. 基本習得コース

【一般目標】

生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度及び技術を習得する態度を養う。

(1) 救急処置

【一般目標】

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。

- 研修歯科医の指導体制

上級歯科医・指導歯科医とともに救急処置が必要な患者さんの治療を実践する。院内で年に複数回行われるシミュレーションをによる救急救命処置講習を受け、救急に関する感覚を養う。

- 修了判定の評価基準

合計20症例以上経験していることが必要

【行動目標】

- ①バイタルサインを観察し、異常を評価する。
- ②服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。
- ③全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。
- ④歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。
- ⑤一次救命処置を実践する。
- ⑥二次救命処置の対処法を説明する。

(2) 医療安全・感染予防

【一般目標】

円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。

- 研修歯科医の指導体制

各研修歯科医を担当する上級歯科医・指導歯科医を決め、レポート作成の際にサポート等を行う。

- 修了判定の評価基準

レポートは指導歯科医が評価を行い、目標達成の基準として評価(A～D)がC以上のレポートを3例以上提出することが必要。

【行動目標】

- ①医療安全対策を説明する。
- ②アクシデント及びインシデントを説明する。
- ③医療過誤について説明する。
- ④院内感染対策を説明する。
- ⑤院内感染対策を実践する。

- 研修内容

医療安全・医療過誤関係・院内感染対策関係の研修会に参加し、レポートを作成。

- 必要な回数

①～⑤の研修会等に、合わせて4回以上参加

(3) 経過評価管理

【一般目標】

自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。

- 研修歯科医の指導体制

上級歯科医・指導歯科医は研修歯科医が行った治療について、ともに反省評価する。

- 修了判定の評価基準

合計20症例以上経験していることが必要

【行動目標】

- ①リコールシステムの重要性を説明する。
- ②治療の結果を評価する。
- ③予後を推測する。

(4) 予防・治療技術

【一般目標】

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を習得する能力を身に付ける。

- 研修歯科医の指導体制

各研修歯科医を担当する上級歯科医・指導歯科医を決め、レポート作成の際にサポート等を行う。

- 修了判定の評価基準

レポートは指導歯科医が評価を行い、目標達成の基準として評価(A～D)がC以上のレポートを3例以上提出することが必要。

【行動目標】

- ①専門的な分野の情報を収集する。
 - ②専門的な分野を体験する。
 - ③POS (Problem Oriented System) に基づいた医療を説明する。
 - ④EBM (Evidence-based medicine) に基づいた医療を説明する。
- 研修内容
- 各種セミナー・研修会に参加、文献検索を行いレポートを作成。

- 必要な回数
①～④のセミナー・研修会参加、及び文献検索をあわせて4回以上

(5) 医療管理

【一般目標】

適切な歯科診療を行うために、必要となる広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。

- 研修歯科医の指導体制
各研修歯科医を担当する上級歯科医・指導歯科医を決め、レポート作成の際にサポート等を行う。
- 修了判定の評価基準
レポートは指導歯科医が評価を行い、目標達成の基準として評価（A～D）がC以上のレポートを3例以上提出することが必要。

【行動目標】

- ① 歯科医療機関の経営管理を説明する。
 - ② 常に必要に応じた医療情報の収集を行う。
 - ③ 適切な放射線管理を実践する。
 - ④ 医療廃棄物を適切に処理する。
- 研修内容
各種セミナー・研修会に参加、文献検索を行いレポートを作成。
 - 必要な回数
①～④のセミナー・研修会参加、及び文献検索をあわせて4回以上

(6) 地域医療

【一般目標】

歯科診療を適切に行うために、地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。

- 研修歯科医の指導体制
各研修歯科医を担当する上級歯科医・指導歯科医を決め、レポート作成の際にサポート等を行う。
- 修了判定の評価基準
レポートは指導歯科医が評価を行い、目標達成の基準として評価（A～D）がC以上のレポートを3例以上提出することが必要。

【行動目標】

- ① 地域歯科保健活動を説明する。
 - ② 歯科訪問診療を説明する。
 - ③ 歯科訪問診療を体験する。
 - ④ 医療連携を説明する。
- 研修内容
各種セミナー・研修会に参加、文献検索を行いレポートを作成。
 - 必要な回数

①～④のセミナー・研修会参加、及び文献検索をあわせて4回以上

VII. 期間割と研修歯科医配置予定

1. 研修歯科医配置予定

当院歯科・口腔外科で5ヶ月間（そのうち、研修協力施設にて合計1ヶ月以内の研修を行う）、2協力型臨床研修施設で各3ヶ月間の研修を行う。

2. 期間割

1年間をⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの4期に分ける。

Ⅰ期（4月から5月）

- ・基本的な口腔に関する診査・診断ができる。
- ・臨床の場で、患者との対応に慣れることを目標に、模型実習等も含めて指導する。

Ⅱ期（6月から7月）

- ・簡単な症例に対する基本的な手技・処置を行いながらの診査、顎・顔面を含めた診断ができるように指導する。

Ⅲ期（8月から9月）

- ・やや複雑な症例に対する手技、総合病院における歯科口腔外科という特性を考え、全身的な基礎疾患を持った患者の個々の全身状態を考慮した治療方針をたて、関連各科との連携のうえ、治療を行えるように指導する。

Ⅳ期（10月から3月）

- ・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期で身につけた項目を基本として、訪問歯科診療などを含めて、協力型臨床研修施設において将来への橋渡しとなるような応用的な項目を指導する。

その他

- ・Ⅰ期からⅢ期までの間に、地域医療研修として、研修協力施設（合計1ヶ月以内）にて高齢者施設訪問診療や摂食嚥下関連の内容を含め指導する。

3. 臨床研修期間割

島根県立中央病院（5ヶ月）、 研修協力施設（合計1ヶ月以内）	協力型臨床研修施設 （6ヶ月）
-----------------------------------	--------------------

VIII. 管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設、研修協力施設の研修内容

名称	管理型臨床研修施設 (島根県立中央病院)	協力型臨床研修施設 (ひで歯科医院・ 松江記念病院)	研修協力施設 (飯南病院)
研修 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的臨床技能 ・ 口腔プライマリーケア ・ 包括的総合歯科医療 ・ 全身管理 ・ 口腔外科手術 ・ 口腔領域の検査と診断 ・ 医療倫理、態度、モラル ・ 医療コミュニケーション ・ 医療面接 ・ NBM（対話に基づく医療） ・ 安全管理 ・ 感染対策 ・ リスク管理 ・ 医療の質管理と向上 ・ 保険請求 ・ 医療経済、効果 ・ 医療統計 ・ EBM（証拠に基づく医療） ・ チーム医療 	<ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ歯科医療 ・ 訪問歯科医療 ・ 保健活動 ・ スタッフ間のコミュニケーション ・ チーム歯科医療 ・ 歯科医院の経営 ・ 保険請求 ・ NBM ・ EBM ・ 安全管理 ・ リスク管理 ・ 病診連携 ・ 医療面接 ・ クレーム対応 ・ セカンドオピニオンのスタンス ・ 必要とされる鑑別診断 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口腔ケア ・ 障害者歯科診療 ・ 歯科保健活動 (健診等) ・ 高齢者施設への訪問歯科診療 ・ 訪問歯科医療 ・ 地域歯科医療 ・ 摂食嚥下検査・訓練 ・ 介護予防

IX. 研修の評価方法

「歯科臨床研修項目及び評価表」に基づき、自己評価及び指導歯科医評価を行う。

X. プログラム終了の認定

1年間の臨床研修プログラムを終了した時は、臨床研修修了証を交付する。

XI. 募集定員並びに募集及び採用の方法

1. 募集定員 1名

2. 募集方法等

- (1) 歯科医師臨床研修マッチングに参加する。
- (2) 公募（小論文試験及び面接試験を実施）する。

X II. 処遇等

- (1) 常勤・非常勤の別 常勤 嘱託歯科医師
- (2) 研修手当 (金額等を変更する場合がある)
 - ①基本手当 280,000円/月
 - ②通勤手当 通勤距離2km以上の場合距離に応じて支給 (上限12,000円)
 - ③期末手当 315,000円/年
 - ④住居手当 月当たりの家賃 (共益費、駐車場代含む) の1/2額 (上限20,000円)
 - ⑤時間外勤務手当 有
 - ⑥休日勤務手当 有
- (3) 勤務時間及び休暇
 - ①1週につき5日 (1日につき7時間45分)
※協力型臨床研修施設 (ひで歯科医院) での研修期間中は、協力型臨床研修施設の勤務時間に準ずる。
 - ②有給休暇
 - ・年次有給休暇 20日 (採用月により月割)
 - ・夏季休暇 有 (6月～10月の間に4日)
 - ・年末年始 有 (12月29日～1月3日)
 - ・その他休暇 忌引休暇 等
- (4) 研修歯科医のための宿舎及び病院内の個室の有無
 - ①宿舎 有
 - ②病院内の研修医室 有 ※机とロッカーの貸与有
- (5) 社会保険・労働保険
 - ・公的医療保険：全国健康保険協会管掌健康保険
 - ・公的年金保険：厚生年金保険
 - ・労働者災害補償保険法の適用：有
 - ・雇用保険：有
- (6) 健康管理 健康診断 (年2回)
- (7) 歯科医師賠償責任保険の扱い 病院において加入 (個人での加入は任意)
- (8) 病院が負担する外部の研修活動について
 - ・年2回 (全国大会と地方会規模) の学会等の参加経費の助成。
 - ・救命救急等基本手技の習得に係るものは、全額病院が負担。
 - ・海外での学会発表に対し、旅費及び参加費の助成。

X III. 資料請求先

〒693-8555

島根県出雲市姫原四丁目1-1

島根県立中央病院 臨床教育・研修支援センター

電話 0853-22-5111 (内線6443)

FAX 0853-21-2975

E-mail shokirin@spch.izumo.shimane.jp (歯科医師臨床研修管理委員会)